

だい しょう にほん す ひつよう 第1章 日本に住むために必要なこと

だい しょう
第1章についてわからないときは、

にゅうかん (Regional Immigration Services Bureau) しょうにゅうこくざいりゅうかんにきょく
入管 (Regional Immigration Services Bureau) 出入国在留管理局

しつもん
に質問してください。

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>



がいこくじんざいりゅうそうごう (げつ きん 8:30~17:15)
外国人在留総合インフォメーションセンター (月~金 8:30~17:15)

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、がいこく外国から)



ちほうしゅうにゅうこくざいりゅうかんにきょく
地方出入国在留管理局

さっぽろしゅうにゅうこくざいりゅうかんにきょく
札幌出入国在留管理局

TEL 011-261-7502

せんだいしゅうにゅうこくざいりゅうかんにきょく
仙台出入国在留管理局

TEL 022-256-6076

とうきょうしゅうにゅうこくざいりゅうかんにきょく
東京出入国在留管理局

TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234 (IP、がいこく外国から)

よこはましきょく
横浜支局

TEL 0570-045259

TEL 045-769-1729 (IP、がいこく外国から)

なごやしゅうにゅうこくざいりゅうかんにきょく
名古屋出入国在留管理局

TEL 052-559-2150

おおさかしゅうにゅうこくざいりゅうかんにきょく
大阪出入国在留管理局

TEL 06-4703-2100

こうべしきょく
神戸支局

TEL 078-391-6377

ひろしましゅうにゅうこくざいりゅうかんにきょく
広島出入国在留管理局

TEL 082-221-4411

たかまつしゅうにゅうこくざいりゅうかんにきょく
高松出入国在留管理局

TEL 087-822-5852

ふくおかしゅうにゅうこくざいりゅうかんにきょく
福岡出入国在留管理局

TEL 092-717-5420

なはしきょく
那覇支局

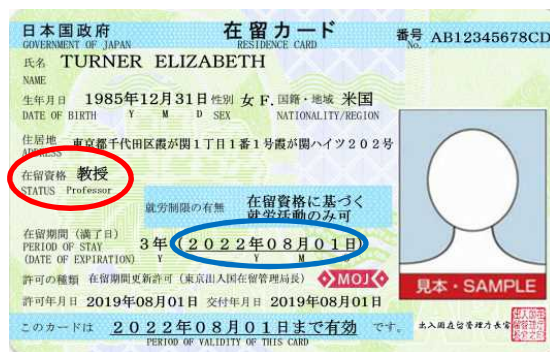
TEL 098-832-4185

1 「在留カード」について

1-1 「在留カード」に書いてあること

「在留カード」は、3か月より長く日本に住む外国人が入管（Regional Immigration Services Bureau 出入国在留管理局）からもらうIDカードです。とても大事なカードです。

- ・ 「在留カード」には、名前や国籍や住所などが書いてあります。
- ・ 16歳以上の人はいつも持っていてください。入管や警察の人が「見せてください」と言ったら、見せなければなりません。
- ・ 身分証明書（IDカード）ですから、入管や住んでいるまちの役所（市役所、区役所、まちやくば、むらやくば）などに書類を出すときに必要です。



在留資格 : 日本に来た目的

在留期限 : 日本にすることができる最後の日（「在留期間の満了日」）

★ **在留資格** 以外の仕事や活動はできません。

★ **在留期限** を過ぎて日本にすることはできません。

1-2 「在留カード」をもらう

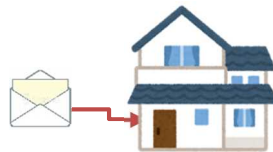
なりたくこう はねだくこう ちゅうぶくこう かんさいくこう しんちとせくこう ひろしまくこう ふくおかくこう
成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、広島空港、福岡空港
に着いた人は？

空港でもらいます。



住む家を決めたら、14日以内に
住んでいるまちの役所に「転入届」
(P13) を出します。

ほかの空港や港に着いた人は？



住む家を決めたら、14日以内に
住んでいるまちの役所に
「転入届」(P13) を出します。

家に届きます。

1-3 「在留カード」をなくした

なくしたことがわかった日から14日以内に、家の近くにある入管に書類を出して、新しい「在留カード」をもらいます。

入管に持って行く書類は↓を見てください。

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00010.html



1-4 日本を出て戻ったときも今の「在留カード」を使いたい

日本を出て、今の在留カードを使って日本に戻って来たいときは、次のようにしてください。



1年以内に日本に戻る人は？

- 日本を出る前に入管で「再入国許可」 \leq 一度日本を出たあと、また日本に戻ってきてもいいこと。出入国在留管理庁が、日本に戻ってくることを認めます。
>をもらわなくてもいいです。

- 日本を出るとき、必ず「パスポート」と「在留カード」を見せます。
- 自分の在留期限を見て、戻る日を決めます。

在留期限が日本を出る日から1年よりあとの人

→ 日本を出て1年以内に戻ります。

在留期限が日本を出る日から1年以内の人

→ 在留期限の日までに戻ります。

- この日までに戻らない人は、日本に入ることができないこともあります。



1年過ぎてから日本に戻る人は？

- 日本を出る前に入管に書類を出して、「再入国許可」をもらいます。
↓を見てください。

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-5.html>

- 「再入国許可」に書いてある日までに戻ります。

戻らない人は、日本に入ることができないこともあります。



1-5 生まれた赤ちゃんの「在留カード」をもらう



日本で赤ちゃんが生まれて、

- ・ 赤ちゃんの国籍が日本ではない
- ・ 生まれてから60日より長く日本にいる

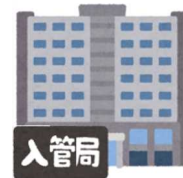
ときは、家の近くの入管に書類を出して赤ちゃんの「在留カード」をもらいます。

- ① 赤ちゃんが生まれてから14日以内に、住んでいるまちの役所に「出生届」<=
赤ちゃんが生まれたときにまちの役所に出す紙> (P32) を出します。「出生
届出書記載事項証明書」と、「住民票の写し」か「住民票記載事項証明書」を
もらいます。



- ② 生まれてから30日以内に、役所でもらった書類を持って、入管に行きます。

入管に持って行く物は？



- ・ 「出生届出書記載事項証明書」
- ・ 「住民票の写し」か「住民票記載事項証明書」
- ・ 赤ちゃんのパスポート（なかったら要らない）
- ・ 「在留資格取得許可申請書」<=日本で生まれた外国人の赤ちゃんが「在留カード」をもらうために出す紙> ↓を見てください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004120.pdf>



- ・ ほかに必要な書類があります。詳しくは↓を見てください。

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_henko10.html



1-6 「在留カード」を返す

日本を出て戻らない人や亡くなった人などの「在留カード」は、要らなくなった日から14日以内に返します。

日本を出てもう日本に戻る予定がないとき

- 日本を出るとき、**空港や港**で返します。

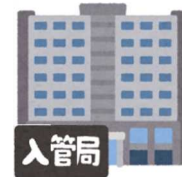


家族と一緒に住んでいる人が亡くなったとき など

次のどちらかのやり方で返します。

- 家の近くの**入管**で返します。
- 手紙**で書類と一緒に送ります。

↓を見てください。



http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00020.html



2 「在留カード」に書いてあることを変える

2-1 在留期限を長くしたい人

今の在留カードに書いてある在留期限より長く日本にいたい人は、入管に書類を出して、新しい在留カードをもらいます。



入管に持っていくものは？

- ・ パスポート



- ・ 在留カード



- ・ 16歳以上の人は、最近3か月に撮った自分の顔の写真1枚（4 cm× 3 cm）

- ・ 「在留期間更新許可申請書」 <= 在留期限を長くしたいときに出す書類>
あなたの在留資格のフォームはどれか、↓を見てください。

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3-1.html>



- ・ ほかに必要な書類があります。

あなたの在留資格で必要な書類は何か、↓を見てください。

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shin_zairyu_koshin10_01.html



2-2 在留資格を変えたい人

学校を卒業したり仕事を始めたりして、日本にいる目的が変わる人は、入管に書類を出して、新しい在留カードをもらいます。



入管に持っていく物は？

- ・ パスポート
- ・ 在留カード
- ・ 16歳以上の人は、最近3か月に撮った自分の顔の写真1枚（4 cm× 3 cm）



- ・ 「在留資格変更許可申請書」 <= 在留資格を変えたいときに出す書類>

あなたがほしい 在留資格 のフォームはどれか、↓を見てください。

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2-1.html>



- ・ ほかに必要な書類があります。

あなたがほしい 在留資格 で必要な書類は何か、↓を見てください。 /

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_henko10.html



★ 次の 在留資格 に変えたい人は次のウェブサイトを見てください。

「高度専門職」(Highly Skilled Professional)

高い技術や能力、知識があって、日本に長くいて、いい仕事や研究をしたい人

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_index.html



「永住者」(PERMANENT RESIDENT)

いつまでもずっと日本にいたい人

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-4.html>



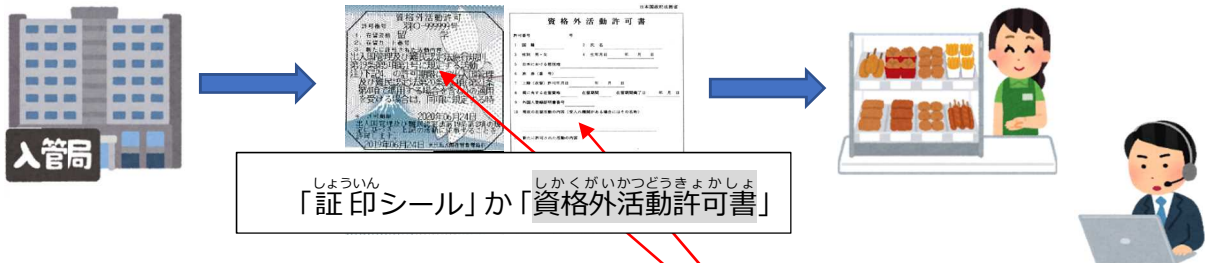
2-3 働きたい人や別の仕事もしたい人

「在留資格」が「留学」や「家族滞在」などの人は仕事できません。

仕事ができる「在留資格」の人でも、「在留資格」以外の仕事はできません。

どうしてもアルバイトや、別の仕事もしたい人は

入管に書類を出して、入管から「証印シール」か「資格外活動許可書」<=仕事ができない在留資格の人が、仕事をしたいときにもらうもの>と「スタンプ」をもらったら、そこに書いてある仕事と時間だけ働くことができます。



「証印シール」か「資格外活動許可書」

書いてある仕事と
時間だけ働くことができます。

在留カードにスタンプを
もらいます。

も 持っているものは？

- ・ パスポート
- ・ 在留カード
- ・ どんな仕事をするかわかる書類
- ・ 「資格外活動許可申請書」

詳しくは↓を見てください。

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>



2-4 生活が変わった人

住所が変わった人は？

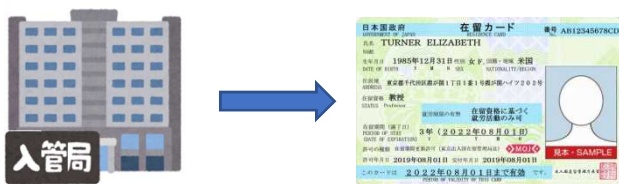
引っ越しから14日以内に新しい住所の役所で「転入届」<別のまちから引っ越しをしたときに、新しい住所の役所に出す紙。引っ越しをして日本に住み始めたときにも出します> (P13) を出します。このときに在留カードに新しい住所を書いてもらいます。



名前や国籍などが変わった人は？

変わった日から14日以内に入管に書類を出して、新しい在留カードをもらいます。必要な書類や出し方は↓を見てください。

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri_10_00009.html



学校・会社の名前や住所が変わった人、学校・会社をやめた人
日本人と離婚した人、日本人の夫や妻が亡くなった人 など

変わった日から14日以内に入管に知らせます。必要な書類や出し方は↓を見てください。



http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_1_index.html



3 「難民認定」してほしい人

日本で「難民認定 (Refugee Status)」をもらいたい人は、↓を見てください。

http://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nanmin_tetuduki.html



<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-6.html>

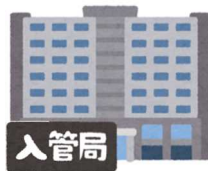


4 日本を出ていかなければならない人

法律を守らなかった人は、日本を出なければなりません。

例えば、次の人は、入管が調べて日本にいてはいけないと決まったら、日本を出なければなりません。

- ・ **在留期限** を1日でも過ぎた人 (オーバーステイ)
- ・ 2-3の「**証印シール**」か「**資格外活動許可書**」と「**スタンプ**」をもらわないで、**在留資格** 以外の仕事をした人
- ・ 悪いことをして国から罰を受けた人



入管が調べます。

日本を出ます。

日本を出たら、5年か10年は日本に入ることができません。

悪いことをして国から罰を受けて日本を出た人は、もう日本に入ることができません。

★ オーステイだけの人は、次の場合、すぐに日本を出ることができます。そして、1年過ぎたら日本に入ることができます。

- 自分から入管に行って「日本から出る」と言った人
- オーステイのほかに悪いことをしていない人
- 日本をすぐに出ることができる人
- 今までに入管に捕まって日本を出たことがない人

